

「週刊文春電子版」掲載記事について

令和6年7月10日配信の「週刊文春電子版」に掲載の「【証拠写真多数】松本人志『A子さん出廷妨害工作』彼女を尾行する黒づくめの男たちを追うと…」と題する記事（以下「本件記事」といいます。）について、記載の内容に看過できない事実関係の誤りや著しく不適切と思われるものが含まれていることから、当職らから株式会社文藝春秋外1名の代理人を務める喜田村洋一弁護士宛に、本日、内容証明郵便にて抗議文を送付いたしましたことをご報告いたします。

なお、本件記事における主な問題点について、当職らの反論と併せて、以下のとおりご説明いたします。

1 弁護士らによる出廷妨害工作とされている点について

本件記事には、弁護士田代が、今年2月に、「A子さんと親交の深い男性」とされるX氏を訪ねて、「何とかA子さんを説得して、証人に出ないようにしてほしいんです」、「XさんはA子さんと不倫しているでしょう。そのことを雑誌が記事にするらしいですよ。私はその記事を止められますけど、どうしましょうか」として「“脅迫まがい”的行動に打って出た」等の記載がありますが、弁護士田代が本件記事にあるような言動を行ったことは一切なく、本件記事の該当部分は全く事実に反するものです。

正確な事実関係は、次のとおりです。

裁判の中でも主張してきているとおり、松本人志氏（以下「松本氏」といいます。）においては、これまでの人生の中で、いかなる女性に対しても、性的行為を強制したことなど一切ないところ、「週刊文春」2024.1.4・11号において、A子さん、B子さんという人物が、松本氏から性的行為を強制された旨の記事が掲載されたため、松本氏から依頼を受けた当職らにおいても、「週刊文春」に対して事実に反する告発を行った人物を特定すべく調査、検討を行った結果、その可能性のある人物として複数の人物が浮上しました。

そのうち、A子さんに該当する可能性のある人物の1人が、弁護士田代の検察官時代の先輩であり、現在、弁護士となっているX氏と懇意にしているとの情報を入手したことから、弁護士田代において、X氏が所属する法律事務所を訪問し、X氏と面談したものです。面談において、弁護士田代からX氏に対し、「先生もご存じの女性が文春の記事に出てるA子さんの可能性があるので、事実関係確認のため、その女性に連絡をとつていただけませんか」と依頼したところ、X氏は「文春には恩義があって裏切れないから文春に不利になるようなことはできない」として拒絶されました。その際、弁護士田代は、先輩弁護士X氏の立場を慮り、X氏に対し、「先生とその女性が不倫関係にあり、そのことを記事にしたいなどと言っているマスコミがいますけど、大丈夫ですか？念のため、お耳に入れておきます」と伝えたところ、X氏はしばし考えたうえで「大丈夫」

とのことであったため、弁護士田代は「それを聞いて、安心しました」と言って、その場を後にしたにすぎません。

このとおり、弁護士田代が、本件記事に記載されているような言動をした事実は全くなく、本件記事は事実無根なものです。

2 A子さんが見ず知らずの男たちに行動を監視されていたとの点について

本件記事には、①A子さんが友人と2人で新宿のカラオケボックスを訪れていた際、「一眼レフの黒い影が見えた」とされる件のほか、②6月5日に、A子さんが知人男性らとの会食のために、自宅から繁華街の雑居ビルを訪れた際の行動を監視されていたとされる件、③6月23日から翌日にかけて、A子さんが休日を一人で満喫するために都内のホテルを訪れた際の行動を監視されていたとされる件に関する記載があります。

このうち、①のカラオケボックスの件は、当職ら及び松本氏において全く与り知らないことであり、当職ら及び松本氏が依頼して行ったものではなく、これが当職ら及び松本氏の依頼に基づくものだとされるのであれば、全く事実に反するものです。

次に、②及び③の経緯は、次のとおりです。

当職ら事務所に、6月3日、差出人不明の匿名の投書（添付資料1。以下「匿名文書①」といいます。）が届きました。匿名文書①は、「私は、この裁判で松本さんを応援しています。理由としては、文春さんの記事中の『A子さん』に対して個人的に思うところがあるからです。実は、私の大切な男性と彼女は親密な関係にあり、近く密会するという情報があります。私はその情報を彼自身のスマホをこっそり見て知りました。本当に心から悔しくて仕方ありません。こうした不純な動機ですが、ぜひ証拠を押させていただきたいです。」としたうえで、当該密会の日時・場所として「6月5日（水）18、19時頃 場所は、港区六本木のレストラン」との記載がされていたほか、当職らがA子さんに該当する可能性のある人物の1人と考えていた人物の住所と同じ住所が記載されていました。日頃より、当職ら事務所には様々な情報提供が寄せられているところ、匿名文書①には、個人情報に関する記載もあったことから相応に信憑性が高いと判断し、資格を有する調査会社に依頼して調査を実施したものです。

さらに、6月20日、当職ら事務所に、差出人不明の匿名の投書（添付資料2。以下「匿名文書②」といいます。）が届きました。匿名文書②は、「前回匿名でお手紙を書かせていただいた者です。また『A子さん』に関する情報があったのでお手紙を書かせていただきました。6月23日午後4、5時頃、彼女は都内のホテルにチェックインし、「彼と1、2泊楽しく過ごす」と話していました。ホテル名はわかりませんが、彼のことなのでそこそこのホテルに宿泊するのだと思います。もしよろしければ、調べてみてください。」との記載がされていたため、再度、資格を有する調査会社に依頼して調査を実施したものです。

以上のとおり、6月5日及び同月23日から24日にかけての調査は、前記のとおり、

匿名文書①及び②を端緒として実行したものです。当職らは、匿名文書①及び②に記載された日付の前後にも調査を実施しておりますが、匿名文書①及び②に記載された日付に行った調査のみピンポイントで「週刊文春」の記者に把握されていることは極めて不可解であって、匿名文書①及び②の作成に「週刊文春」が関与していたのではないかとの疑念が払しょくできません。

3 A子さんに対する金銭提供を匂わせたかのような記載について

本件記事には、当職らが「大手出版社に在籍する女性週刊誌の元編集長」を介して、X氏に対し「出廷せずに和解すれば、A子さんには、5千万でも1億でも渡せます」と伝えたかのような記載があります。

「大手出版社に在籍する女性週刊誌の元編集長」とX氏とのやり取りについて、当職らは一切関知しておらず、この点に関する本件記事の内容の真偽は不明ですが、当職ら及び松本氏が、直接、間接を問わず、「週刊文春」に告発を行った女性に対して金銭提供を持ち掛けたり、持ち掛けようとした事実は一切なく、そのような考えも持ち合わせていないことを強く主張いたします。

4 その他

本件記事の最後には、「田代弁護士は回答しなかった」と記載されています。本件記事掲載に先立ち、「週刊文春」編集部から当職ら事務所宛に、本件記事に関する質問状が送られてきていたところ、同質問状に対する当職らの見解については、指定された回答期限内に、喜田村洋一弁護士宛に回答しており、かかる事実を正確に報道されていないことについては誠に遺憾と言わざるを得ません。

令和6年7月10日

八重洲総合法律事務所

弁護士 田代 政弘

弁護士 栗原 正晴

弁護士 桶谷 侑平

添付資料1

八重洲総合法律事務所

田代政弘先生

突然のご連絡、大変恐れ入ります。

田代先生が松本人志さんの裁判を担当しているとニュースで知り、ご連絡いたしました。連絡先がわからなかったため、事務所に郵送にて失礼します。

私は、この裁判で松本さんを応援しています。理由としては、文春さんの記事中の「A子さん」に対して個人的に思うところがあるからです。実は、私の大切な男性と彼女は親密な関係にあり、近く密会するという情報があります。私はその情報を彼自身のスマホをこっそり見て知りました。本当に心から悔しくて仕方ありません。

こうした不純な動機ですが、ぜひ証拠を押させていただきたいです。

6月5日（水）夕方18、19時頃

場所は、港区六本木のレストラン

A子さんの自宅は、変わっていなければ、[REDACTED]の物件です。

【ホームズ】[REDACTED]の賃貸情報 (homes.co.jp)

あまり詳しくは言えないのですが、私とA子さんはもともと友人関係で、1年ほど前にはその住所に住んでいた記憶があります。もう引っ越しているかもしれません……。

こういうご連絡は慣れていないもので、失礼があったら申し訳ございません。

匿名をお許しください。

100-0006



34.5.3.2

4代田区一丁目七一
有楽町電気ビルヂング南館
八重洲綜合法律事務所
田代政弘先生

添付資料2

八重洲総合法律事務所

田代先生

前回匿名でお手紙を書かせていただいた者です。

また「A子さん」に関する情報があったのでお手紙を書かせていただきました。

6月23日午後4、5時頃、彼女は都内のホテルにチェックインし、「彼と1、2泊楽しく過ごす」と話していました。ホテル名はわかりませんが、彼のことなのでそこそこのホテルに宿泊するのだと思います。

もしよろしければ、調べてみてください。

またまた匿名の手紙ですみません。



速達
1600006

田代政了様

千代田区有楽町一、七、一、南十五
八重洲総合法律事務所